

◎新潟県告示第968号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年3月6日新潟県告示第430号及び平成19年8月7日新潟県告示第1605号）を次のとおり解除する。

平成24年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水頭川地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
ナツメ谷地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
ヨス谷地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
塩森沢地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
抜ノ曾川地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
澄川地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
津止地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）